



2026年1月29日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 久保田 真也
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合企画部長 下村 丈治
(TEL. 077-521-2200)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2026年1月29日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	417,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.90%)
株式の取得価額の総額	2,500,000,000円（上限）
取得期間	2026年1月30日～2026年3月24日
取得方法	自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び東京証券取引所における市場買付を予定

（注）なお、市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合もある。

（ご参考）

2025年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	46,278,346株
自己株式数	6,811,735株

以上